

(別記4)

## 農業の魅力発信支援事業

### 第1 事業の趣旨

職業としての農業の魅力を広く発信するため、下記の事業を実施する。

#### 1 大学農学部等の学生等を対象とした講義

大学農学部等の学生等の農業関心層に向け、職業としての農業の魅力を伝え、就農意欲を喚起するため、魅力的な経営を行う農業者との直接的・間接的な接点を設ける講義等を実施する。

#### 2 他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設

新規就農者の誘致に向けた新たな仕組みを整備するため、他産業からの農業参入に向けた官民横断のプラットフォームを創設する。

### 第2 事業実施主体

#### 1 大学農学部等の学生等を対象とした講義

農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定めた公募要領により公募した者の中から選定されたコンソーシアムとする。コンソーシアムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 若者や農業者との接点を持ち、自らの主体的な取組として情報発信を行う意向を持つ民間企業、広報に関する専門的な知見とネットワークを有する民間企業、学校法人等と連携可能な体制のある民間企業等によりコンソーシアムが構成されていること。  
また、本事業の実施に当たって、コンソーシアムの構成員が互いに連携・協力する体制が整備されていること。
- (2) コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する代表機関が選定されていること。
- (3) 代表機関が補助金交付等に係る全ての手続を行うこと。
- (4) 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

#### 2 他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設以下の全ての要件を満たす民間法人等であって、経営局長が別に定めた公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

- (1) 農業界の現状や課題に関して十分な知見を有すること。
- (2) アスリートをはじめとした他産業からの農業分野への参入に関して十分な知見を有すること。
- (3) 他産業から農業分野への参入に向けた官民横断のプラットフォームの創設とその運営を行うことができる執行体制が整備されていること。
- (4) 1の事業の実施主体と緊密な連携体制が構築できること。

### 第3 事業の内容

#### 1 大学農学部等の学生等を対象とした講義

事業実施主体は（1）から（3）までの事業を全て行うものとする。

(1) ロールモデルとなる農業者に関する情報の収集及び集約

魅力的な農業者に関する情報を収集し、地域・作目・取組内容（6次産業化、有機栽培、スマート農業等）ごとに類型化して集約し、リストを作成・更新する。

なお、ロールモデルとなる農業者については、独立・自営就農者だけでなく雇用就農者や農業法人等についても対象とするものとし、その選定に当たっては、品目や経営形態等に偏りのないよう選定するものとする。

また、農業分野だけでなく他分野において訴求力のある農業者についても、ロールモデル農業者として選定するものとする。

(2) ロールモデルとなる農業者を起用したWEB、SNS等による情報発信

(1) で作成したリストからロールモデルとなる農業者を起用したWEBコンテンツ作成等を行うとともに、コンソーシアムの取組内容についてWEBやSNS等を活用した情報発信を行う。

(3) 農学部等を有する学校法人等との連携

大学農学部等の学生等を対象とした、農業者等による講義（対面又はオンライン形式での授業、フィールドワーク、成果報告会等）等の企画・開催、大学等の関係機関との調整等を行う。

2 他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設

事業実施主体は(1)から(3)までの事業を全て行うものとする。

なお、事業の実施にあたっては、関連する職業としての農業の魅力発信に向けた取組として、1の事業の実施主体と緊密な連携の上、行うものとする。

(1) プラットフォームの創設

農業界、スポーツ界ほか産業界、地方公共団体、就農希望者や新規就農者など、他産業からの農業参入やそのための支援に賛同する者を対象として、農林水産省と連携の下、加入に向けた働きかけ等を行い、官民横断による他産業からの農業参入の促進に向け活動するプラットフォーム（協議会等の形式を想定）を創設する。

(2) プラットフォームの運営

(1) で創設したプラットフォームに関し、以下の業務を行う。

- ① 創設と活動を社会に発信し、加入を促進するためのイベントの実施
- ② 創設と活動を周知し、加入を促進するための広報媒体（リーフレット、PR動画等）の作成
- ③ 他産業からの農業への参入促進に特化した就農事例の紹介やサポート情報の発信

(3) その他、(1)及び(2)に必要であり、農林水産省と協議の上実施する業務

第4 補助対象経費

補助対象経費は、第3の取組を実施するのに必要な別表の経費とする。

第5 事業実施計画等

(1) 事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業実施計画書（別紙様式第1号-1又は様式第1号-2。以下「事業計画書」という。）を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）第4の1の規定による交付申請書に添付するものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業計画書を補助金等交付要綱第10の1の規定による変更交付申請書に添付するものとする。

## (2) 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から1箇月が経過した日又は事業終了年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い日までに農業の魅力発信支援事業実績報告書（別紙様式第1号-1又は様式第1号-2。以下「実績報告書」という。）を作成し、経営局長に報告するものとする。

## 第6 事業の委託

第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、事業実施主体は本事業の業務の一部を委託できるものとする。なお、委託する場合は、あらかじめ経営局長に届け出なければならない。

## 第7 事業成果の検証

事業実施主体は、第3の1については、大学農学部等の学生等を対象とした、農業者等による講義等の参加者へのアンケート調査等により、事業参加者の満足度、就農意欲の変化等を、第3の2については、プラットフォームの創設や運営実績とそれに係る加入促進、事業の情報発信等の実績を、それぞれ検証し、その結果を、実績報告書に記載するものとする。

## 第8 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により収集及び集約した農業者の情報については、別紙様式第2号により適切に取り扱うよう留意するものとする。

## 第9 会計経理

本事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、会計経理について、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 本事業に係る事業費の経理については、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。
- (2) 金銭の出納は、金銭出納簿等を用いて行うものとし、必要に応じて、金融機関の預金口座等を設けて行うものとする。
- (3) 領収書等金銭の出納に関する書類については、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくものとし、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 人件費（賃金等）の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

## 第10 報告及び調査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体に対し必要な事項の報告を求め、また、現地への立入調査を行うことができるものとする。

その際、事業実施主体は、調査に協力するものとする。

## 第11 成果物等の帰属

本事業により作成した成果物（動画、ポスター等）やデータ等の知的財産権は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、事業実施主体は、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとする。

なお、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間において、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農林水産省と協議して承諾を得るものとする。

## 第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

事業実施主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別記4 別表)

補助対象経費 (別記4に定める事業について)

区分	内容
備品費	事業を実施するために必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入及びこれらの据付に必要な経費
消耗品費	事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費
旅費	事業を実施するために必要となる事業実施主体、共同機関、事業実施主体又は共同機関から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、講義等の実施に必要な経費及び学生の講義等の参加に必要な経費の一部
謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識の提供、資料整理、補助、資料収集等に協力した者に対し支払う、謝礼に要する経費</p> <p>謝金の単価については、協力した業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関に属する者及び臨時に雇用する者等で事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に従事した者に対し支払う、実働に応じた対価</p> <p>技能者給は、時間単価に、事業に従事した時間数を乗じて算出することとし、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、ボーナス及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則等により算出した年間総就労時間で除した額（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）とする。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</p>

賃金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う、実働に応じた対価</p> <p>雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則等を申請の際に添付すること。</p>
役務費	<p>事業を実施するために必要であり、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を専ら行うために必要な経費</p>
委託費	<p>事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費</p>
専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付すること。</p> <p>専門員等設置費は、事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払はできない。</p>
その他	<p>事業を実施するために必要となる広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代、傷害・賠償保険加入費等の雑費など、他の費目に該当しない経費</p>

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

(別記4 別紙様式第1号-1)

令和7年度農業の魅力発信支援事業のうち大学農学部等の学生等を対象とした講義に係る計画（実績報告）書

番 号  
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地  
コンソーシアム名  
代表機関・代表者名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の（1）（実績報告書の場合は第5の（2））の規定に基づき、下記のとおり農業の魅力発信支援事業計画（実績報告）書を提出する。

代表機関及び 代表者	フリガナ 氏 属 部 署名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス
事務局 連絡先	フリガナ 氏 属 部 署名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス
会計担当者	フリガナ 氏 属 部 署名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス

(注) コンソーシアム規約を添付してください。

1 事業実施方針

(注) 若者の就農意欲を喚起するためのアイデアを含め、以下の「2 事業計画」に記載する取組をどのような方針で実施するのか総合的に記載してください。

## 2 事業計画

### (1) コンソーシアムの運営

#### ① コンソーシアムの内容

<p>【コンソーシアムの運営方針】</p> <p>【コンソーシアムで検討する内容等】</p>
---

(注) 1 若者の就農意欲を喚起するため、【コンソーシアムの運営方針】には、コンソーシアムの構成方針、実施体制や構成員間の連携などの方針を記載してください。また、【コンソーシアムで検討する内容等】には、コンソーシアムでの検討項目、課題、対応方策、一貫性を有する形での情報発信方策等について、記載してください。

2 事業の一部を委託した場合は、実績報告の際に委託契約書の写しを添付してください。

#### ② コンソーシアムの構成

構成企業名	担当者名・役職	位置付け・役割等
(例) ●●コミュニケーション	〇〇〇〇 CEO	【参画企業】就職情報を提供するウェブサイトの運営を通じて構築された約〇千人の学生会員をもって、情報発信等の企画実施や情報発信に協力

(注) 1 構成案は応募時点での計画でかまいません。各構成員の対応可能性等について補足があれば、「位置付け・役割等」の欄に記載してください。

2 各行のうち記載が難しい欄がある場合は、「未定」と記載してください。

3 構成員数に応じて、行は増減していただいてもかまいません。

#### ③ コンソーシアムの運営スケジュール

時期	検討内容・実施内容
月頃	
月頃	
月頃	

(注) 内容に応じて、行は増減していただいてもかまいません。

(2) ロールモデルとなる農業者に関する情報の収集と集約

(注) 事例収集、類型化、情報集約する方針やスケジュール、方法等について具体的に記載してください。

(3) ロールモデル農業者を起用するWEB、SNS等による情報発信

(コンテンツ内容・発信方法)

(注) 1. コンソーシアム参画企業のリソース活用を含めた実施内容について記載してください。  
2. 取組の詳細については別紙(様式自由)を設けて記載することも可能です。

(4) 大学農学部等の学生等を対象とした就農意欲の喚起

① 実施方針

② 農業者等による講義

実施予定大学等	時期・回数	講師・講義内容
	月～ 月頃 回	
	月～ 月頃 回	
	月～ 月頃 回	
	月～ 月頃 回	
	月～ 月頃 回	

(注) 1. 大学農学部の学生等に対する講義について、具体的な実施内容を記載してください。  
2. 実施予定大学数に応じて、行は増減していただいてもかまいません。  
3. 計画時において講師等の記載が難しい場合は、「未定」と記載してください。  
4. 取組の詳細については別紙(様式自由)を設けて記載することも可能です。



(別記4 別紙様式第1号-1別添)

事業収支予算(実績)書  
(農業の魅力発信支援事業のうち大学農学部等の学生等を対象とした講義用)

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要する (要した)経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上してください。  
2 「備考欄(積算基礎等)」には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。  
3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。  
4 第三者に事業の一部を委託する場合は、その旨が分かるように記載してください。

(別記4 別紙様式第1号-2)

令和7年度農業の魅力発信支援事業のうち他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設に係る計画(実績報告)書

番 号  
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地

法人名・代表者名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記4の第5の(1)(実績報告書の場合は第5の(2))の規定に基づき、下記のとおり農業の魅力発信支援事業計画(実績報告)書を提出する。

法人名及び代表者	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス	
事務局連絡先	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス	
会計担当者	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス	

1 事業実施方針

(注) 以下の「2 事業計画」に記載する取組をどのような方針で実施するのか総合的に記載してください。

2 事業計画 プラットフォームの創設スケジュール

--

### 3 事業成果の検証

(成果目標)
(検証方法)

(注) 1. 成果目標及び検証方法の詳細については別紙(様式自由)を設けて記載することも可能です。

### 4 添付資料

- (1) 別紙様式第1号ー2別添 事業収支予算(実績)書
- (2) 別紙参考様式 「みどりチェック」チチェックシート

(別記4 別紙様式第1号-2別添)

事業収支予算(実績)書  
(農業の魅力発信支援事業のうち他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設に係る用)

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要する (要した)経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上してください。  
2 「備考欄(積算基礎等)には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。  
3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。  
4 第三者に事業の一部を委託する場合は、その旨が分かるように記載してください。

## 農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

### 第1 本事業における個人情報

本事業において作成し、データベース等に登録される個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令の規定のほか、事業実施主体、都道府県及び市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

### 第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる。

- 1 事業実施主体内でロールモデルとなる農業者の情報を共有することにより、若者等の就農意欲喚起に繋げる情報発信等でのロールモデルとなる農業者の起用に利用すること。
- 2 1の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

### 第3 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

- 1 ロールモデルとなる農業者をリスト化する際は、あらかじめ「個人情報の取扱い（別添様式例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 2 「個人情報の取扱い」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載すること。

## 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

### 農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業によるロールモデルとなる農業者を起用したWEB、SNS等による情報発信、国等への報告等で個人情報を利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため、署名した方に連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、事業実施主体（コンソーシアムの構成員：〇〇、〇〇、〇〇・・・） (※ その他追加する機関があれば明確にすること)
-------------	---

※ 本事業以外の事業等に農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。

※ 事業実施主体の構成員の追加や変更があった場合は、追加・変更後の構成員について、個人情報の取扱いについて同意を得た者に通知すること。

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します
令和 年 月 日
氏名

(別添)

## 環境負荷低減に向けた具体的取組内容

### 第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき「みどりチェック」取組について定めた「みどりチェックシート」（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

### 第2 「みどりチェック」のチェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業計画書に添付し、提出すること。  
また、実績報告の際は、「みどりチェック」チェックシートに記載された「みどりチェック」各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを実績報告書に添付すること。  
なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に「みどりチェック」取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(別記4 別紙参考様式)

## 「みどりチェック」 チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は口にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない ) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
	⑪	※特定事業場である場合(該当しない ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)とする。

### <報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →